商標法(ウェブサイトでの商標使用の認定)

【書誌事項】

当事者:上告人 A (原審原告) vs.智慧財産局(被上告人、原審被告)、参加人 C(商標権者)

判断主体:最高行政法院

事件番号:最高行政法院 109 年度(2020 年)裁字第 1527 号

判決日: 2020年9月17日

事件の経過:

A 社は、C 社の登録商標「@cosme」の不使用取消審判を智慧財産局に請求したが、智慧財産局、経済部訴願委員会及び智慧財産法院により不成立の判断(決定、判決)がされたため、最高行政法院に上告した。日本ウェブサイトにおいて台湾の消費者に販売する意思が見いだせるか否かが争われた。

【判決概要】

上告を棄却する。

商標権者は、台湾ウェブサイトを開設して登録商標を使用して商品を紹介し、 日本ウェブサイトへのリンクも提供して台湾の消費者が購入できるように供している。商標権者は登録商標を使用していたことは確かである。

【事実関係】

- 1. 参加人 C 社は 2005 年 1 月 21 日に「@cosme」の商標を当時商標法施行細則第 13 条に定められた商品及びサービス区分表第 35 類及び第 45 類の商品/サービス(第 35 類の「マーケット調査、マーケット研究分析、化粧品ビジネス情報提供、化粧品買い物情報提供、化粧品の小売り、ウェブ販売」及び第 45 類「流行情報の提供」サービス)への使用を指定し、智慧財産局に登録を申請した。智慧財産局が審査し、第 1217981 号商標(以下、係争商標という。添付の図の通り)として登録査定された。その後、更新登録も許可され、権利期間は 2026 年 6 月 30 日までである。
- 2. 原告 A 社は係争商標に商標法第 63 条第 1 項第 2 号1規定の状況があるとして、

¹ 商標法第63条第1項第2号「商標登録後、次の各号のいずれかの情況に該当する場合、商標主務官庁は、職権で又は請求によりその登録を撤回しなければならない。…2. 正当な事由なく使用せず、又は使用を停止し続けて、すでに3年が経過した場合。但し、使用許諾を受

2007 年 4 月 11 日に不使用取消審判を請求した。智慧財産局が審査した結果、 2018 年 11 月 27 日に中台廃字第 L01060164 号商標取消審判処分書で取消審判不 成立の処分とした。原告 A 社は原処分を不服とし、訴願を申し立てた。経済部 2019 年 5 月 27 日付けの経訴字第 10806304190 号の訴願決定で棄却された。原告 A 社は不服とし、行政訴訟を申し立てた。

係争商標	
番号	登録第 1217981 号
商標図	@ c o s m e
サービス名	第35類 マーケット調査、マーケット研究 分析、化粧品ビジネス情報提供、化 粧品買い物情報提供、化粧品小売 り、ウェブ販売 第45類 流行情報の提供

【判決内容】

1. 参加人 C 社の台湾ウェブサイトには係争商標が掲載され、「@ cosme shopping」へのリンクがあり、クリックすると日本の@ cosme ウェブサイトに誘導される。日本ウェブサイトでは、英語版の画面で商品の購入ルートが提供されている。台湾の関連消費者は台湾ウェブサイトの内容を見てから、リンクをクリックして日本ウェブサイトに入り、英語版の画面で商品を注文し、購入することができる。普段からネットショッピングをしている一般消費者にとって、高度な英文能力がなくても、当該英語版の注文画面に示されている情報を十分に理解でき、購入手続きを完了できる。

けた者が使用する場合はこの限りでない。」

- 2. 日本ウェブサイトでは、注文した商品を直接に台湾に発送するサービスを提供していない。しかし、推薦の転送サービス業者を複数提供していて、日本ウェブサイトで発送の流れを詳しく記載している。このことから、参加人 C 社は台湾の関係消費者が日本ウェブサイトで注文した商品を台湾に発送するサポートの情報を全く提供していない訳ではない。
- 3. 参加人 C 社が自ら商品の発送サービスを提供するか否か、またはより詳しい商品発送サービスのサポート情報を提供するか否かは、関連企業経営者の経営策やコストの考量による選択であり、参加人 C 社が日本ウェブサイトで商品を台湾に発送するサービスを自ら提供していないことのみを理由として、参加人 C 社は台湾で販売する意思がないと認定することはできない。もしも、参加人 C 社に台湾の消費者に販売する意思がないのなら、なぜ台湾ウェブサイトを立ち上げたり、台湾ウェブサイトで日本ウェブサイトへのリンクを提供したりするだろうか。このことから、参加人 C 社には台湾へ販売する意思があると分かる。
- 4. 参加人 C 社は少なくとも 2015 年 5 月 27 日の時点で台湾ウェブサイトを開設し、 係争商標を使用して多様なスキンケア、化粧品を紹介し、日本ウェブサイトへの リンクも提供されていて、台湾の消費者が購入できるように供している。参加人 C 社が 2017 年 4 月 11 日までの 3 年間において係争商標を「化粧品の買い物情報 の提供、化粧品の小売り、ウェブ販売」等のサービスに使用していたことは確か である。係争商標には商標法第 63 条第 1 項第 2 号の適用がないので、「智慧財産 局による取消審判請求棄却」の処分には誤りがない。

【専門家からのアドバイス】

- 1. 台湾商標法では、正当な理由なく登録商標を 3 年以上使用しなかった場合には、 取消の対象となる。従って、商標を使用した証拠が極めて重要となる。
- 2. 登録商標の使用は、台湾へ販売する目的で商標を使用する商標権者の主観的な意思がないと、商標法第5条に適合する使用として認められない。しかし、商標権者の主観的な意思は、客観的な証拠がないと判断できない。

- 3. 過去の実務において、海外のウェブサイトでの使用証拠につき、智慧財産局が頒布した商標使用注意事項第 3.4.2 条に「ネットのアドレスの例として、登録商標を使用しているウェブページの第一層のアドレスは"tw"の中国語のアドレスである場合は、使用者には台湾のマーケットへ販売する意思があり、台湾の国内の消費者を販売対象としていると原則上認定できる。海外のアドレスである場合は、ウェブサイトの内容から台湾のマーケットへ販売する目的があると分かることに加え、台湾の消費者を販売の対象としていることをさらに証明しなければならない。例えば、海外のウェブサイトで登録商標が表示されていて、登録商標の付された商品が販売されていて、台湾の消費者に発送サービスが提供されている。または海外のウェブサイトにおいて繁体字の中国語のオプションが提供されている等」と規定されている。そのため、海外のウェブサイトであっても、当該サイトにおいて台湾消費者でも注文できるようになっており、商品を台湾へ発送するサービスがある場合、台湾へ販売する意思があると認定することができ、合法的な商標の使用証拠とすることができる。
- 4. 本件の争点は、第 35 類の「化粧品の買い物情報の提供、化粧品の小売り、ウェブ販売サービス」に関して、商標権者は台湾で中国語版のウェブサイトを立ち上げたが(tw.cosme.net)、当該中国語版のウェブサイトは化粧品の情報のみを提供し、台湾の消費者が商品を購入できるオプションがないことである。しかし、前述の台湾の中国語版のウェブサイトにリンクが設置されていて、クリックすると、商標権者の日本ウェブサイトに誘導される。日本ウェブサイトには中国語の繁体字画面がないものの、別途英語版の画面で購入ルートが提供されている。商品を台湾に発送するサービスは提供していない。本件の焦点は、このような場合、台湾へ販売する意思があるということに該当するのか否かである。
- 5. 台湾の中国語版のウェブサイトのみから見ると、ネット上商品を注文することができないと、「ネットショッピング」サービスに該当しにくい。日本ウェブサイトからみると、当該ウェブサイトは日本語のみで掲載されていて、中国語版のページが提供されておらず、英語版の画面しかないことから、台湾へ販売する意思

があると言い難い。また、当該日本ウェブサイトで商品を注文しても、商標権者 が商品を台湾へ発送するサービスを提供しておらず、推薦の複数の転送サービス 業者しか提供していない。前述の智慧財産局が頒布した商標使用注意事項による と、商標権者の海外ウェブサイトにおいて台湾への発送サービスがないことから、 台湾へ販売する意思があると言えるかは明確ではない。

- 6. 裁判所は、本件は商標権者の台湾の中国語ウェブサイトにおいて、「@ cosme shopping へのリンク」が設置されているので、台湾の消費者が中国語ウェブサイトを介して、日本語の注文サイトへ直接に誘導されることから、英語版と日本語版のウェブサイトであるが、台湾の消費者が当該画面で商品を注文するのに困難はないと認定した。一方、商標権者が商品を台湾へ発送するサービスがないが、裁判所は、日本ウェブサイトにおいて転送業者が推薦されているうえ、発送の流れを詳しく掲載していることから、商標権者が台湾で販売する目的で登録商標を使用していると主観的に認定でき、参加者が台湾へ商品を発送するサービスを直接的に提供していないからといって、台湾の消費者へ販売する意思がないと認定することができないと認定した。
- 7. 過去の実務において、商標の取消審判事件において、商標使用の有無を認定する時は、通常より厳格な態度を取る場合が多かったが、本案の見解は比較的に寛大である。この見解は外国企業にとって有利である。外国の商標権者が台湾で中国語版のウェブサイトを設置して関連情報を提供しており、台湾のウェブサイトで直接に注文する機能がなくても、商標権者の海外のウェブサイトで商品を注文することができ、商標権者が発送サービスを提供していなくても、発送の情報を提供していれば、商標が使用されていると認定することができる。